

日本保健医療大学 研究活動における不正行為の防止に関する規程

平成29年3月15日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本保健医療大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員、学生その他本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

2 この規程において研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）の防止とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不正行為をいい、研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究等によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) 前3号までに掲げる不正行為（以下「特定不正行為」という。）に準ずる著しく悪質な行為（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適切に公表されない不適切なオーサーシップなどをいう。）

3 この規程において「部局」とは、学部、学科等をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における不正行為の防止等に関して総括するとともに、本学における不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置を講ずる。

(事務局長の責務)

第4条 事務局長は、不正行為を防止するための適切な措置を講ずるとともに、不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置を講ずる。

(研究倫理教育責任者の責務)

第5条 研究倫理教育責任者は、不正行為の防止のために、研究者等を対象に定期的な研究倫理教育を実施し、研究者等への啓発活動に努めなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、学長が指名するものとする。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、本規程に定める研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究者等は、本規程に定める調査等に協力しなければならない。

(研究データの保存及び開示)

第7条 研究者等は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を一定期間（5年間）保存しておかなければならない。ただし、関連する法令又は関係規程等に保存期間の定めがある場合は、それらによるものとする。

2 研究者等は、研究データを適切に管理し、必要に応じ開示するものとする。

(受付窓口)

第8条 告発等を受ける窓口を、事務局総務課に設置し、その名称、場所、連絡先、受付方法等をホームページ等により学内外に周知する。

2 告発等の方法は、書面の提出又は送付、ファックスの送信、電子メールの送信又は面談により行うものとする。

3 前項の告発等は、原則として、告発等を行った者（以下「告発者等」という。）の氏名を明記し、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称

(2) 不正行為の具体的内容

(3) 不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

4 前項にかかわらず、次の場合は、前項の告発等があった場合に準じて取り扱うことができる。

(1) 匿名による告発、告発の意思を明示しない相談、情報提供等があり、調査等の必要があると認められる場合

(2) 学会等の科学コミュニティ、報道又はインターネット上において不正行為の疑いが指摘された場合

5 受付窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに学長に報告するものとする。

6 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該受付窓口の担当者でなくなった後も同様とする。

7 学長は、告発等を受理したことについて当該告発者等に通知するものとする。

8 学長は、学会等、報道又はインターネット上において不正行為の疑いが指摘された場合でも、告発等があったものとして適切に対処するものとする。

9 学長は、告発等により、告発者等及び関係者が不利益な取扱いを受けることのないよう守秘等の適切な方策を講じるものとする。

(予備調査)

第9条 学長は、告発等を受け付けた旨の報告を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに、この規程の定めるところにより、速やかに、当該告発等がなされた事案について、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせるものとする。

(1) 告発等が行われた不正行為が行われた可能性

(2) 告発等の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性

- (3) 告発等が行われた事案に係る研究活動の公表から通報等までの期間での研究成果の検証の可能性
 - (4) 告発等が行われた事案に係る研究データの有無
 - (5) 研究データがない場合は、定められた保存期間の超過の有無、また、その保存期間が研究分野の特性に応じた合理的な期間かどうか
- 2 前項の予備調査を実施した者は、その結果を速やかに学長に報告するものとする。
(調査委員会)
- 第10条 学長は、前条の予備調査の結果について管理運営委員会の審議にかけ、告発等の受付から30日以内を目途に本調査の要否を決定し、その結果を告発者及び被告発者等に通知するとともに、当該研究に係る経費の配分機関及び文部科学省(当該研究に係る経費が文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」のガイドライン対象制度一覧に掲げる研究資金による場合に限る。以下同じ。)に報告する。なお、本調査を不要と決定した場合は、通知等にその理由を記載する。
- 2 学長は、本調査を実施する場合は、調査内容に応じて本学の教職員又は外部有識者をもって調査委員会を設置し、本調査を行わせるものとする。
- 3 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者等と直接利害関係を有しない者から次により学長が指名する。ただし、全調査委員の半数以上を外部有識者とする。
- (1) 本学の教職員から2人(研究倫理教育者、当該分野の研究者)
 - (2) 外部有識者から2人(弁護士・知財専門家、当該研究分野の研究者)
 - (3) 第1号及び第2号のほか、研究分野、内容等に応じて必要な者。
- 4 調査委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。
- 5 学長は、前項で指名する調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者等に通知する。
- 6 前項の通知を受けた告発者及び被告発者等は、当該通知により調査委員会の委員を知った日の翌日から起算して14日以内に異議申立てをすることができる。
- 7 前項の規定による不服申立てがあった場合、学長は管理運営委員会の審議にかけ、次のとおり対処する。
- (1) 当該申立ての内容を妥当とした場合は、第3項及び第4項の規定の範囲で申立てに係る調査委員会の委員を変更し、変更後の委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者等に通知する。
 - (2) 調査委員会の委員の変更を不要とした場合は、その理由を付して告発者及び被告発者等に通知する。
- 8 調査委員会は、本調査の実施決定から30日以内を目途に本調査を開始する。
- 9 調査委員会は、告発等された事案に係る研究データ等の精査及び関係者へのヒアリング並びに再実験の要請等により本調査を実施する。この場合、被告発者等の弁明を聴取しなければならない。

- 10 関係者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。
- 11 調査委員会は、本調査の開始から150日以内に不正行為の有無を認定し、学長に次の事項を報告しなければならない。
- (1) 不正行為と認定する場合は、不正行為の内容及び不正行為に関与した者とその度合い
 - (2) 不正行為と認定しない場合は、その理由
 - (3) 本調査の開始から150日以内に調査結果が完了しない場合は、その経過、理由及び今後の見込み等
- (研究費の一時的執行停止)
- 第11条 学長は、不正行為の調査対象となっている者に対し、調査に関係する研究費の執行停止を命ずることができる。
- (調査結果の通知、報告及び公表)
- 第12条 学長は、調査委員会の調査結果について管理運営委員会の審議にかけ、告発等の受付から240日以内を目途に不正行為の有無等を認定し、その調査結果を速やかに告発者、被告発者等及び不正行為に関与したと認定する者に通知するとともに、当該研究に係る経費の配分機関及び文部科学省に報告する。また、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を当該研究に係る経費の配分機関に提出しなければならない。
- 2 学長は、不正行為の認定があった場合、次の事項を速やかに公表しなければならない。
- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名及び所属を非公表にすることができる。
 - (2) 不正行為の内容及び本学が公表までに行った措置の内容
 - (3) 調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等
- 3 学長は不正行為が行われなかったと認定した場合、調査結果を公表しないものとする。ただし、合理的な理由がある場合はこの限りではない。
- 4 学長は、告発等が悪意に基づくものであったと認定した場合は、調査結果を告発者等の所属機関に通知するとともに、第2項各号に準じて適正な事項を公表する。
- (不服申立て)
- 第13条 被告発者等は、不正行為を行ったと認定されたときは、前条第1項の通知により当該認定を知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをすることができる。
- 2 前項の不服申立てがあった場合、学長は速やかに次のとおり対処する。
- (1) 調査委員会を設置するが、その場合、不服申立ての趣旨が新たな専門性を要すると認められる場合は、第10条第3項及び第4項の範囲で調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者(以下「調査委員会等」という。)に審査

させる。

(2) 告発者等に通知するとともに、当該研究に係る経費の配分機関及び文部科学省に不服申立てがあったことを報告する。

3 前項第1号により、調査委員会等は、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、その事案の再調査の可否を速やかに決定し、次のとおり対処する。

(1) 再調査を開始すべきとした場合は、直ちに学長に報告する。

(2) 前号の再調査の開始後50日以内を目途に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。

(3) 再調査を不要とした場合は、直ちにその理由を示し、学長に報告する。

4 前項の第1号から第3号の報告を受け、学長は、速やかに管理運営委員会の審議にかけ、再調査の開始を決定し、不正行為の有無を認定し、その結果を被告発者及び告発者等に通知するとともに、当該研究に係る経費の配分機関及び文部科学省に報告する。

5 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者等は、第1項に準じて不服申し立てすることができる。その際、「被告発者等」を「告発者等」と、「不正を行った」を「告発等が悪意に基づくもの」と読み替える。

(調査結果に基づく措置)

第14条 第13条第1項の報告で不正行為の認定があった場合は、学長は、次のとおり対処する。

(1) 不正行為と認定された研究に関連する研究費の使用の中止

(2) 不正行為と認定された研究に関連する論文等の取下げ又は訂正等の勧告等

(3) 学校法人共済学院就業規則等の規定に基づく手続及び措置

2 不正行為の認定がなかった場合は、学長は、被告発者等の名誉回復及び研究活動の正常化のために十分な措置をとるとともに、告発等が本学教職員の悪意に基づくものであったと認定した場合は、学長は、学校法人共済学院就業規則等の規定に基づき必要な手続及び措置を行う。

3 第1項の規定による処分を行った場合は、学長は、関係部局の長に、速やかに是正及び再発防止のために環境の整備を命じるとともに、該当する研究に係る経費の配分機関及び文部科学省に報告する。

(告発者等及び調査協力者の保護)

第15条 学長は、不正行為に関する告発者等及び調査協力者が告発等を理由に不利益を受けることがないように十分配慮しなければならない。

(守秘義務)

第16条 調査委員会の委員及び関係者は、この規程に基づく調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第17条 不正行為防止等に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1、この規程は、平成29年3月31日から施行する。
- 2、この規程は、平成29年11月22日から施行する。